地域安全まちづくり審議会議事録

1　日時

平成20年３月７日（金）15:00～17:20

2　場所

ラッセホール５階　サンフラワー

3　出席者

○　委員

足立委員（代理：大東県町村会事務局長）、池田委員（代理：城内県経営者協会常務理事）、木谷委員、近藤委員（代理：伊窪神戸市立名倉小学校校長）、瀬渡委員、細谷委員、村井委員、矢田委員（代理：南野県市長会事務局長）、山下委員、山田委員

○　県側

大西県民政策部長、石井地域協働局長、川中地域安全課長、西墻県警察本部生活安全部参事官ほか幹事課室等

4　内容

(1) 諸報告

（事務局）

議事に入る前に、「地域安全まちづくり推進計画」の策定までの経過と、平成19年１月に開催した前回の審議会以降の経過について、説明と報告をさせていただく。

地域安全まちづくり条例の規定に基づいて、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進計画及び地域安全まちづくり活動を支援するための指針の在り方について、平成18年５月に、審議会に諮問させていただいた後、平成19年１月までに、３回の全体会、４回の企画部会でご議論をいただき、答申案をまとめていただいた。２月に中間報告をいただき、３月に「指針」を策定、告示し、４月に会長から井戸知事へ答申が行われた。この答申をもとに、庁内で議論を重ね、５月に「地域安全まちづくり推進計画」を策定した。

なお、推進計画では、目標を達成するために具体的な目標数値を盛り込んでおり、一つひとつの施策の目標である「活動指標（アウトプット指標）」と、それらの施策の成果があがっているかどうかを測る指標である「成果指標（アウトカム指標）」の、

二つの数値目標を設定しているが、このうちの「成果指標」については、答申では「刑法犯認知件数の減少」のみがあがっており、平成21年までの３年間で刑法犯認知件数を20％減少させるというものであった。この「成果目標」について、庁内で議論した結果、「安全・安心な地域環境の創造の認識の向上」を新たに加えた。安全・安心なまちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識する県民の割合を20％増加させることを目標とするものである。

また、「指針」については、推進計画に先立って３月20日に告示し、一般の方にもわかりやすいようにイラストを多用したパンフレットを作成して、まちづくり防犯グループや防犯協会等に配布するとともに、学校関係者や施設管理者が集まる会議等で説明・配布するなど、広報・啓発に努めているところである。

（会長）

成果指標のうち、「安全・安心なまちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識している県民の割合を20％増加させる」というのは、どのようにして確認するのか。

（事務局）

毎年７月に県が実施している「美しい兵庫指標」県民意識調査の設問に、「住んでいる地域で登下校時の見守り・パトロールや街灯整備等の安全・安心を守る取り組みが行われていますか」という設問を19年度から新たに設けた。この調査で、「行われている」という回答が31％、「まあ行われている」という回答が40％、あわせて71％という結果が出ており、この数字を基に判断していく。

（Ａ委員）

地域における安全・安心の認識は向上しているようだが、まだ、それぞれの地域できっちりとした防犯活動を行う組織ができあがっていない。まちづくり防犯グループの結成数が2,350を越えており、また、小学校区単位のネットワークづくりにも取り組んでいるようだが、それらの組織が十分に機能されていないのが現状である。ネットワークづくりが十分に進んでいない。今後、人づくり、ネットワークづくりについて、どのように考えているのか。

（会長）

今の意見は後の議題にも関連してくることなので、そのときに併せて議論していただくことにする。

(2) 地域安全まちづくり推進計画の進捗状況について

（事務局）

※　資料１、２及び３に基づき説明

（Ｂ委員）
「子どもハザードマップ」は地域ごとに作成されているのか。

（県警）
県警のホームページにおいて、地域別に作成したものを公開している。

（Ｂ委員）
危険箇所と犯罪被害等の発生箇所を併せて載せることはできるのか。

（県警）
「子どもハザードマップ」には、もっぱら犯罪被害等の発生箇所を載せている。学校で取り組んでいる地域安全マップは、危険箇所を載せている。これらを合体させるとよいのかもしれないが、今のところそれは考えていない。

（Ｃ委員）
学校では、子どもの危機管理能力を向上させるために地域安全マップづくりに取り組んでいる。地域でも様々な地域安全マップが作成されており、指導する人によっても違ったものになっているようである。地域安全マップは、きれいなものを作って、飾っておくことが目的ではない。どう活用していくのか、どう更新していくのかが大事である。学校内において子どもが中心となって作成することも重要だが、地域の中で、子どもと大人が一緒になって作成することも重要である。さらに、作ったものを貼っておくだけでなく、危険であると判断された場所を改善していくことが地域の大人の役割である。

（会長）
地域安全マップとはこういうものであるという型にはめ込んだものになっていないか、作成した後の活用について十分に配慮されているのか、常に内容が更新されているのか、危険と判断された箇所に対して地域の大人がどう対応すべきか、という指摘である。この指摘に対して、事務局ではどう考えているのか。

（事務局）
各学校では地域安全マップの作成の取組が行われているが、先生だけでは十分に対応できないので、地域と連携して取り組んでいただきたいと考えている。いろいろと難しい面もあるが、双方が協力できる体制づくりを考えていきたい。教育委員会と協議したいし、地域でも協議願いたいと考えている。

（Ｄ委員）
長田警察署管内の14小学校では、子どもに対する声かけ事案等について、それぞれ

の校区ごとにカラーで見やすいマップがある。そういうものを活用しながら、各学校で防犯マップづくりに取り組んでいる。ＰＴＡや地域の協力を得ている学校、子ども達と一緒に地域を歩いて作成している学校、通学路で子どもが一人になってしまう場所を記したシールを作っている学校、子どもを守る１１０番の家・店を防犯マップに書き込んでいる学校、地域の餅つき行事の餅を１１０番の家・店に配ってお礼をしている学校など、それぞれが工夫した取組を行っている。地域が子ども達の安全・安心づくりに取り組んでもらっていることは、学校としては非常にありがたいので、そういう地域の熱意が冷めないように取り組んでいけば良い環境ができると思う。

（会長）

活動の継続の問題は次の議題にも関連することである。まちづくり防犯グループは立ち上がるけれども、いつまで活動が続くのかという不安を持っているのだと思う。事業者の立場から意見をいただきたい。

（Ｅ委員）

各企業が、県の推進計画のことを認識しているとは思えない。かつて、尼崎で起こったJR福知山線の脱線事故の際に、仕事中の従業員が救助を優先して現場に駆けつけたことがあるが、そういう従業員の意識は企業のトップの意識である。

各企業ではセキュリティを重要視しているので、守衛を配置している。空き時間などに、通学路等の安全を守衛の人が見ることができるかもしれない。また、従業員は、仕事を離れれば地域の一員であるので、従業員自身の意識を変えるようにすればよい。企業内では、職場の安全のことについては十分に認識されているが、生活の場の安全ということについては、まだ十分に認識されていないので、そのあたりが求められていると感じた。

（会長）

推進計画そのものや推進計画に基づく取組が事業者の方々にどれほど認識されているのかという問題である。仕事を離れた時の従業員の意識については、各事業者に取り組んでもらうことになるのではないか。

（事務局）

事業所防犯責任者設置の届出があった事業者に対しては、研修を実施している。そこでは、事業所自身の防犯対策のほか、地域住民と連携した安全・安心の取組についても説明している。さらに、事業者や各種団体等で構成されるひょうご防犯まちづくり推進協議会において、総会やセミナー等を通じて、地域社会と連携した取組等の意識啓発を行っている。事業所での理解は徐々に広がっているものと考えている。

（会長）

事業所防犯責任者の設置届出数が7,375事業所となっているが、一部の事業者に偏っ

ていることが課題のようだ。もっと積極的に設置を促進する必要があるし、また、事業者も地域の一員であるので、地域と一緒にどう取り組んでいくかということが次の課題として出てくる。県として、推進計画を作って、こういう取組を行い、こういうことを普及啓発しているということを理解してもらう必要がある。

（事務局）

防犯責任者設置事業所数については、平成20年度までに5,000事業所としていたところ、現時点で7,375事業所からの届出がある。指針にもあるように、犯罪との関連が深い深夜営業店舗を中心に協力を求めている。事業所防犯責任者は、自らの店の問題だけでなく、犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が店舗に駆け込んできた場合に従業者が講ずべき一時保護等について指導する役割を担うなど、地域の一員として防犯上の役割を担っていただくという形で指針を作成した。例えば、兵庫県遊技業協同組合では、子どもを駐車場の車中に置いたままにして悲惨な事故が発生していることを受けて、その対策を行うなど、その業界の特性に応じた犯罪抑止策を実施している。各事業所でふさわしい取組を行ってもらうようお願いしている。その他、ひょうご防犯まちづくり推進協議会では、他府県における地域団体と事業者が連携した地域安全まちづくり活動の先進的な事例を調査し、その結果を報告書にまとめているところである。

（会長）

地域安全まちづくりについては、市町にとっても大きな課題であると思うが、この件について、市町ではどのように考えているのか。

（Ｆ委員）

県と市の役割分担が非常に大きな課題であると認識している。コミュニティに対する施策については、市が前面に出て行うべきものである。資料３の各施策の「今後の取組」欄には、「各市町と連携して」という文言が数多く見受けられるが、県と市の役割分担をはっきりさせておかないと、二重行政であるとの批判を受けてしまう。また、しっかりとした組織の自治会とそうでない自治会に対して、一律の施策を実施するのはいかがなものか。コミュニティ施策のあり方を考えるべきである。

（Ｇ委員）

町は市と比べて高齢者数が多いので、高齢者に対する安全の確保という、市とは違った対応が必要である。

（会長）

県と市町が役割を分担する必要があるが、単に役割分担をするだけではだめだ。それぞれの地域の実情によって対応は違うし、施策によっても違う。現場に即した対応を考えながら施策を進めるべきだという指摘である。

（事務局）

もっともな指摘である。県政推進の基本に参画と協働があるが、この参画と協働については、コミュニティ施策と密接に関連しているので、指摘のようなことは現実に起きている。他の審議会等においても、どうあるべきかという議論をしているところである。県は、原則として、広域・連携・補完・先導的事務を行うものであるが、まちづくり防犯グループの立ち上げについては、先導ないし補完という観点から推進してきた。しかし、県内の各市町によって状況が違うことは承知しており、金太郎飴的な一律の施策の在り方については、地域の状況によって見直していかなければならない。今後、コミュニティと密接な関連がある施策については、自ら実施できる市町については市町にシフトしていき、自ら実施できない市町に対してはできるだけ県が支援するなど、県として弾力的な対応をとるべきではないかと考える。

（会長）

犯罪被害者等に対する支援について、県も、これから踏み込んだ取組をしていかなければならない。まだ十分な取組ができていないと認識しているが、この件について発言願いたい。

（Ｈ委員）

犯罪被害者等支援については、兵庫県には被害者支援団体があり、トップクラスで先進的であると思う。この件に関しては、当事者の方々から話を聞く方がよいのではないか。

ところで、刑法犯認知件数が減少していることは喜ばしいことであるが、財産犯が減ったのか、人身犯が減ったのか。また、家庭外の事件が減ったのか、家庭内の事件が減ったのか。

（県警）

刑法犯認知件数は、平成14年が約16万４千件でピークであったが、その後５年連続して減少し、平成19年は約10万７千件と、ピーク時に比べて約35％減少している。財産犯、身体犯ともに減少している状況である。家庭内外の件数については、今は持ち合わせていないので、追ってお知らせする。

（Ｈ委員）

推進計画は、主に、外部からの侵入者をどのように防ぐのかという観点から作成されているが、今、新聞等では、家庭内での事件が大きく報道されているように、重大な事件は家庭内で起きているのではないか。また、楽しく、健康的に、お金をかけず、防犯活動で自分の能力を発揮するためにはどうすればよいのかを考えることが必要ではないか。犯罪はお金がないというストレスなどからも発生しやすく、普通の人は、自分が経済的に苦しいということや、家に変な人を抱えていることを表現しようとし

ない。結局、家庭が疲弊するまで頑張り続けてしまって、悲劇が起こってしまう。このような頑張ることができる人の能力が活用されていないことはもったいない。活動する人が疲弊しないシステムを作ることが大事である。ところで、学校では、子ども達に対して、どの家が子どもを守る１１０番の家であるかということを教えているのか。

（Ｄ委員）
教えている。低学年の子ども達は、グループに分かれて先生と一緒に現場を探す学習をしている学校もある。ただ、１１０番の家が留守の時は困る。

（Ｈ委員）
たいてい、店は戸を開けているが、家は戸を閉めている。何かあった場合に子ども達が駆け込む際にはどうすればよいのかと思う。

（会長）
先ほど継続性のことについて触れたが、これは、文字どおり継続するという問題だけでなく、本来期待していた役割を継続してきちんと果たしてもらえているかという問題も含んでいる。

（Ｈ委員）
防犯活動は自分の人生の一環であるということを考えると、いかに楽しく活動するかということが大事である。例えば、「お笑い防犯」というのもあってもいいのではないか。防犯というといかにも真面目なイメージがあり、くたびれてしまう。防犯活動は楽しく、都合のいい時間に行う、という気楽なところから入っていけばよいのではないか。

（会長）
推進計画には、ＤＶや虐待に関する取組もあるが、家庭内の事件について、県警から何かコメントはあるか。

（県警）
家庭内におけるＤＶ、高齢者や児童に対する虐待の件数は増加している。県警では、ＤＶは犯罪であるということの広報・啓発に努めている。

（事務局）
地域安全まちづくり活動の対象となっている街頭犯罪・侵入犯罪は、刑法犯認知件数の約７割を占めているので、地域安全まちづくり活動が有効に作用するものと思われる。なお、家庭内でも悲惨な事件が起こっているが、県としても何とかしなければならないと考えて、「家族のきずなを深め、地域で家庭を支える多様な取組」を開始

した。家族力を高め、地域全体で多世代が交じり合い、共に支え合う地域三世代同居をめざし、県をあげて「ひょうご家庭応援県民運動」に取り組んでいる。防犯活動と家族自身の自らの取組を併せて県民運動として、悲惨な事件をできるだけ防いでいこうという取組である。なお、県職員自身がワークライフバランスを考えなければならず、そのような動きが全県的に広がっていくように取り組まなければならないと考えている。

（会長）

条例、推進計画の目的の究極のところで、安全・安心をどのように考えるのかということではないか。安全・安心をネガティブにとらえて対応すべきものなのか、あるいは、ポジティブに社会や生活のイメージとして示すべきではないかという議論もある。

それでは、次の議題について事務局から説明をお願いする。

(3) 地域安全まちづくりの課題について

（事務局）

※　資料４に基づき説明。

（会長）

条例と推進計画を策定し、様々な取組を進めていくなかで、次のステップに移るための課題が見えてきたようである。県として課題と考えていることは、まず、様々な主体が活動を行っているなかで、その活動のネットワーク化が十分にできていないこと、次に、活動は立ち上がっているが、その活動内容が多様化しておらず、地域の実情に応じた活動になっていないことの２点である。また、地域安全まちづくり活動に加えて、犯罪被害者等に対する支援に関して、県としてどう取り組んでいくのかについても考えなければならない。

（Ａ委員）

私が所属するまちづくり防犯グループは、世間からは良い組織であると言われており、こういう組織がある町を幸せに思っている。しかし、ここまで町がまとまるのは、現実的にはなかなか難しい。県・市・警察の指導が有機的に結びついていないので、自治会・老人会・子供会に様々な協力願いがある。防犯だけでなく、防災や健康等に関する協力願いもあるが、受け手は単体であるので、受け手のことを考えて施策を講じていかなければうまくいかない。地域によって受け手の体制が違うので、一律に話をもっていくと反発を食らうだろう。また、数字上では2,350のまちづくり防犯グループが結成されているが、それぞれの活動の中身を精査する必要がある。現に、アンケートをとってみると、データが欲しいという回答が多いが、そのデータを活用するのは、自分のためだけであって、そのデータを地域における防犯活動にどのように活用して

いくかまでは考えていないようである。さらに、都市部のマンションの住人は協力度が低いのが現実である。このようなことを考えて施策を講じないと税金の無駄遣いになる。地域まで市・県がおりてきて、地域の方々と話合いをして、地域の課題とそれに対する対応策を考える必要がある。警察からは二つの課から別々に話が下りてくるが、受け手はひとつである。だから継続することが難しいのであって、これを解決するには、ネットワークづくりと人づくりをどうするのかというのが問題になる。なお、団塊の世代の活用ということも言われているが、残念ながら団塊の世代にもリーダーがいないのが現実である。これらのことを考慮した上で、推進計画をどのようにしていくのかを考えなければならない。

（Ｉ委員）

まちづくり防犯グループの活動を通じて、児童虐待の発見につながった事例がある。登下校時の見守り活動を毎日行っている方から、毎日見ている子どもの様子がおかしいとか、服装が毎日同じであるとかということで、学校に通報があり、児童虐待の発見につながった。その児童は、今は安定した生活を送っているようで、私たちは見守っている状態である。ＤＶと虐待は別々ではなく同じ概念であるという考え方で推進計画の中でとらえて欲しい。それから、女性警察官を増員して欲しい。

（Ｊ委員）

推進計画が成果をあげていくためには、人づくりとネットワークづくりが大事であるが、そのどちらにもリーダーづくりが大事である。地域安全マップでも、警察にも小学校にもそれぞれのマップがあり、これらが連携していないことや、防犯活動を行う際に事業者に参加してもらえないことは、まさにネットワークが機能していないことが原因である。県では、地域安全まちづくり推進員を委嘱しているが、ネットワークづくりのための講習会を行うなどして、地域と地域をつなぐ顔役を作るプログラムを取り入れて欲しい。

人づくりについては、地域で防犯活動をする人をいかに増やしていくかということである。現在、数多くのまちづくり防犯グループが結成されているが、いつかの時点で活動が下火になることを懸念している。その理由は、活動のマンネリ化である。防犯活動は地味だから続けていくことが難しく、さらに、犯罪件数が減少しているという安心感から、活動をやめてしまうことになる。これを防ぐためには、活動の魅力づくりが必要である。そのために最も重要な役割を求められるのはリーダーであるので、ある程度高度なプログラムを提供することによって、防犯活動が継続できるような施策を作っていけばよいのではないか。

また、二つの成果指標については、防犯活動に参加する人が増加すれば達成できると思う。ぼんやりとした不安が最も人を不安にさせるのであり、犯罪の状況がわかっていないとか、地域の状況がわかっていないからこそ、不安をもってしまうのである。そういう点からすれば、活動に参加することによって地域の状況がわかり、どんな犯罪がどこで起こっているのかがわかれば、これに対する地域や個人の対処が可能になっ

ていくので、不安になることはないと思う。例えば、毎日車にひかれることを不安に思う人がいないのは、車にひかれないためにはどうすればよいかということをわかっているからである。したがって、犯罪に遭わないためには、何に注意すればよいかということさえわかっていれば、大きな不安を抱えることはない。身近な人が防犯活動に参加しているとか、自分が参加していることが一番よいが、そういったことを通じて目標が達成することになるのではないかと思う。

活動内容の多様化については、割れ窓理論の考え方からすれば、例えば、地域の美化活動に積極的に取り組んでもらったらどうか。

（C委員）

各委員の話を聞かせていただいて、リーダーづくりが重要であると感じた。安全・安心に関する条例を策定中である某市において、地域の安全を守ることを自治会の責務として規定しようとしたところ、地元から反発を食らった。本来、自治会とは自主的な組織であり、行政の役割を担う組織であるとは考えられていないので、様々な機関が協力して地域の安全を維持していかなければならないという条例の趣旨をきちんと理解してもらい、自治会の意識を高めた上で自主的な活動を行うようにしなければならない。

（H委員）

防犯活動は地味であるという旨の意見があったように、各委員の発言を聞いていると気持ちが沈滞してくる。活動が地味であれば派手に楽しくやればよい。活動したことの利益が自分自身にフィードバックされてくることが重要である。名称の付け方で人権問題になるかもしれないが、「変な（困った）人対応人材バンク」等を作って、警察が対応する前にこの人材バンクの人たちが対応するとか。防犯に関しては、警察がサポーター的な役割を担い、主な対応を地域の方々がするような形も考えられる。

（会長）

条例及び推進計画は、地域力による安全・安心が大きな柱になっているが、地域力による安全・安心というのは、コミュニティの在り方に密接に関わっている。コミュニティができるから安全・安心なのか、安全・安心をきっかけにコミュニティのレベルアップをしていくのかという、両方の可能性を常に持っている。したがって、ネットワークづくり・人づくり・リーダーづくりというのは、安全・安心に関する人づくり・リーダーづくりからコミュニティ施策における人づくり・リーダーづくりにもっていくのか、あるいは、コミュニティ施策における人づくり、リーダーづくりから安全・安心における人づくり・リーダーづくりにもっていくのかという選択肢もあり得るので、その安全・安心に関することとコミュニティ施策に関することの両方の取組が連携することも対応してもらいたい。

私自身は、自治会の副会長という立場で、まちづくり防犯グループの立ち上げに携わった経験があるが、その際に実感したことは、行政から縦割りで安全・安心に関す

ることや福祉に関することなど、様々なことが地域におりてきて、それらの対応で手一杯になってしまう。そうではなくて、自分達でそれぞれの地域の課題を考えるゆとりが必要である。

さらに、確かに、防犯活動は地味である。どのようにして楽しくするのか、もっと気軽に派手にすることができるのかということを考える必要があり、発想の転換が必要である。

また、県と市町の連携が重要である。県の中での縦割り、市町の中での縦割りの問題もあるが、県と市町が政策面で連携する必要がある。情報の受け手である地域のことを考えなくてはならない。

事業者と地域との連携に関して、連携することの総論は賛成であるが、一つひとつの事業者のありようも違うし、地域のありようも違う。そのようななかで、自分達の地域に合った形、かつ、事業者に無理のない形で、連携していくことを模索していかなければならないが、そのきっかけづくりがなかなかできていない。

以上のような意見があったと思うが、事務局はこれらの意見についてどう考えているか。

（事務局）

各まちづくり防犯グループの皆様が熱心に活動しておられることは実感しているが、その方々が縦割り行政の弊害で苦しんでおられるという意見をいただいたので、何とかしないといけないと考えている。まちづくり防犯グループの立ち上げ支援に関する予算は19年度で終了したが、20年度は地域安全まちづくり活動を活性化するための連携を推進することに関する予算を計上している。また、地域安全まちづくり推進員を対象とした研修会を各県民局で年１回実施しているが、本日指摘があった内容を踏まえて、さらに充実したものとするよう工夫しながら、人づくり・ネットワークづくりにも取り組んでいきたい。

（会長）

現在委嘱されている委員の任期は５月までであり、このメンバーでの審議会の開催は本日が最後になる。委員の皆様にはいろいろとご協力いただき、ありがとうございました。